

静岡県告示第396号

静岡県リサイクル製品利用推進要綱（平成17年静岡県告示第1170号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月26日

静岡県知事 川勝平太

改正前		改正後																																							
<p>第13 認定事業者の責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p>別表 静岡県リサイクル認定製品認定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>認定基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全性への配慮</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>規格等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物等使用割合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>様式第1号（第3関係）</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12 <u>製品の特徴・利点（品質、施工性、経済性等）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 <u>販売促進策</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	認定基準等	安全性への配慮	(略)	規格等	(略)	廃棄物等使用割合	(略)	その他	(略)	(略)		12 <u>製品の特徴・利点（品質、施工性、経済性等）</u>		13 <u>販売促進策</u>		<p>第13 認定事業者の責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 認定事業者は、認定製品の利便性向上、販売促進等の利用推進に取り組まなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>別表 静岡県リサイクル認定製品認定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>認定基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全性への配慮</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>規格等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物等使用割合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>利用推進の取組</u></td> <td><u>製品の販売目標とこれを達成するための具体的な取組があること</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>様式第1号（第3関係）</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12 <u>利用推進の取組</u></td> <td><u>販売目標</u></td> <td rowspan="2"><u>(別紙のとおり)</u></td> </tr> <tr> <td><u>具体的な取組</u></td> </tr> <tr> <td>13 <u>製品の特徴・利点（品</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>		区分	認定基準等	安全性への配慮	(略)	規格等	(略)	廃棄物等使用割合	(略)	<u>利用推進の取組</u>	<u>製品の販売目標とこれを達成するための具体的な取組があること</u>	その他	(略)	(略)			12 <u>利用推進の取組</u>	<u>販売目標</u>	<u>(別紙のとおり)</u>	<u>具体的な取組</u>	13 <u>製品の特徴・利点（品</u>		
区分	認定基準等																																								
安全性への配慮	(略)																																								
規格等	(略)																																								
廃棄物等使用割合	(略)																																								
その他	(略)																																								
(略)																																									
12 <u>製品の特徴・利点（品質、施工性、経済性等）</u>																																									
13 <u>販売促進策</u>																																									
区分	認定基準等																																								
安全性への配慮	(略)																																								
規格等	(略)																																								
廃棄物等使用割合	(略)																																								
<u>利用推進の取組</u>	<u>製品の販売目標とこれを達成するための具体的な取組があること</u>																																								
その他	(略)																																								
(略)																																									
12 <u>利用推進の取組</u>	<u>販売目標</u>	<u>(別紙のとおり)</u>																																							
	<u>具体的な取組</u>																																								
13 <u>製品の特徴・利点（品</u>																																									

(略)	
(略)	
様式第3号(第6関係)	
(略)	
(略)	
14 製品の特徴・利点(品質、施工性、経済性等)	
15 販売促進策	
(略)	
(略)	
様式第7号(第13関係)	
(略)	
3 廃棄物等使用割合	
①	(略)
(略)	
様式第8号(第13関係)	
(略)	
1 (略)	
2 (略)	
3 (略)	
4 販売実績	(略)

質、施工性、 経済性等)		
(略)		
(略)		
様式第3号(第6関係)		
(略)		
(略)		
14 利用推進の取組	販売目標 具体的な取組	(別紙のとおり)
15 製品の特徴・利点(品質、施工性、経済性等)		
(略)		
(略)		
様式第7号(第13関係)		
(略)		
3 廃棄物等使用割合		
①	(略)	
4 利用推進の取組		
①	製品の販売目標とこれを達成するための具体的な取組がある	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
(略)		
様式第8号(第13関係)		
(略)		
1 (略)		
2 (略)		
3 (略)		
4 販売目標		
5 販売実績	(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この告示は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当する規定及び様式により取り扱ったものとみなす。